

神奈川県救急医療対策事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県保健医療計画に定める医療提供体制の確保を図るため、交付対象者が行う救急医療対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、別表1の第1欄に掲げる事業区分毎に、第2欄に掲げる者（以下「事業者」という。）が実施する次の事業とする。

- (1) ドクターヘリ導入促進事業
- (2) 救命救急センター運営事業
- (3) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、次により算定する。

(1) ドクターヘリ導入促進事業

ア 別表2の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(2) 救命救急センター運営事業

ア 別表2の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(3) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業

ア 別表2の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

2 前項第1号、第2号及び第3号の基準額は、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱に準じるものとし、厚生労働省から新たに当該要綱が示された場合には、必要に応じて、この要綱を改正する。

(申請書の提出)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表3に定める補助金交付申請書に必

要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 補助金の交付決定を受けた後に、前条第2項の要綱改正について通知を受け、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、事業者は別表3に定める補助金変更交付申請書を提出しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第5条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第6条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具

及びその他の財産については、厚生労働省告示「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (10) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第7条 前条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、別表3に定める事業変更（中止、廃止）承認申請書に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、別表3に定める事業実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1ヵ月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。なお、額の確定の日が 3 月 31 日以前の場合は、翌年度から起算するものとする。ただし、補助事業により取得、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上（民間団体にあつては 30 万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産の処分の制限期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(書類の提出部数)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 2 部とする。

(届出事項)

第 14 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があつたとき。

(書類の経由)

第 15 条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 19 日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 30 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 19 日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 25 日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成23年7月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年7月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年6月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成26年6月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年7月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成28年1月12日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成30年8月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年10月21日から施行し、適用は平成31年4月1日からとする。

附 則
この要綱は、令和4年2月16日から施行し、適用は令和3年4月1日からとする。

附 則
この要綱は、令和5年11月15日から施行し、適用は令和5年4月1日からとする。

附 則
この要綱は、令和6年10月8日から施行し、適用は令和6年4月1日からとする。

附 則
この要綱は、令和7年10月14日から施行し、適用は令和7年4月1日からとする。

附 則
この要綱は、令和8年4月6日から施行し、適用は令和8年4月1日からとする。

別表 1

1 事業区分	2 事業者
ドクターヘリ導入促進事業	知事の要請を受けた病院の開設者
救命救急センター運営事業	知事の要請を受けた病院の開設者 ^(注)
病院間の患者搬送のための 病院救急車活用促進事業	知事の要請を受けた病院の開設者

(注) 地方公共団体、地方独立行政法人及び独立行政法人を除く。

別表 2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
ドクターヘリ導入促進事業	—	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) ドクターヘリ運航経費 1機当たり (厚生労働大臣が特に必要と認める場合を除き、同一基地病院につき1機に限る。) ※代替機は除く。</p> <p>ア 位置情報把握システムを利用している場合 (ア) 年間飛行時間 50 時間未満 289,156 千円×運営月数／12 (イ) 年間飛行時間 50 時間以上 100 時間未満 299,156 千円×運営月数／12 (ウ) 年間飛行時間 100 時間以上 150 時間未満 309,156 千円×運営月数／12 (エ) 年間飛行時間 150 時間以上 200 時間未満 319,156 千円×運営月数／12 (オ) 年間飛行時間 200 時間以上 250 時間未満 329,156 千円×運営月数／12 (カ) 年間飛行時間 250 時間</p>	ドクターヘリの運航に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費（航空保険料））	10分の10

		<p>以上 300 時間未満 339,156 千円×運営月数 ／12 (キ) 年間飛行時間 300 時間 以上 350 時間未満 349,156 千円×運営月数 ／12 (ク) 年間飛行時間 350 時間 以上 359,156 千円×運営月数 ／12 イ 位置情報把握システムを 利用していない場合 (ア) 年間飛行時間 50 時間 未満 287,356 千円×運営月数 ／12 (イ) 年間飛行時間 50 時間 以上 100 時間未満 297,356 千円×運営月数 ／12 (ウ) 年間飛行時間 100 時間 以上 150 時間未満 307,356 千円×運営月数 ／12 (エ) 年間飛行時間 150 時間 以上 200 時間未満 317,356 千円×運営月数 ／12 (オ) 年間飛行時間 200 時間 以上 250 時間未満 327,356 千円×運営月数 ／12 (カ) 年間飛行時間 250 時間 以上 300 時間未満 337,356 千円×運営月数 ／12 (キ) 年間飛行時間 300 時間 以上 350 時間未満 347,356 千円×運営月数 ／12 (ク) 年間飛行時間 350 時間 以上 357,356 千円×運営月数 ／12</p>		
--	--	---	--	--

		(2) 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり 17,917千円×運営月数/12	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）	
		(3) 運航連絡調整員確保経費 1か所当たり 1,942千円×運営月数/12	ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの。）	
		(4) ドクターヘリ運航調整委員会経費 1か所当たり 3,542千円	ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費	
		(5) ドクターヘリレジストリ構築経費 1か所当たり 1,086千円	ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの。）	
救命救急センター運営事業	救命救急センター	1か所当たり次の(1)から(3)により算出された額の合計額に別添に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額（ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。）	救命救急センターの運営に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、旅費、備品費（図書）、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費）、	3分の2

		<p>と(4)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 30床以上の運営の場合 171,675千円×運営月数／12</p> <p>(2) 30床以上の運営をし、心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 13,272千円×確保月数／12 (ただし、別添に定める充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。)</p> <p>(3) 30床以上の運営をし、脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 13,272千円×確保月数／12 (ただし、別添に定める充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。)</p> <p>(4) 在日外国人にかかる前年度の未収金（1か月1人当たり20万円超）に限り20万円を超える部分 (ただし、未収金額が200万円を超えるときは、20万円を超える部分は180万円を限度とする。)</p>	<p>被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、研究研修費、減価償却費、資産減耗費</p>	
ドクターカー	ドクターカーの運転手を確保する場合 4,701千円×確保月数／12		ドクターカーの運用に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、消耗品費、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)	4分の3

病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	—	病院救急車の運転手を確保する場合 4,701千円×確保月数／12	第二次救急医療機関における病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、備品購入、通信運搬費、借料及び損料、消耗品費、保険料、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)	2分の1
-------------------------	---	-------------------------------------	---	------

別表 3

様式名	事業区分	様式
補助金交付申請書 (第4条第1項関係)	ドクターヘリ導入促進事業	様式1の1
	救命救急センター運営事業	様式1の2
	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	様式1の3
補助金変更交付申請書 (第4条第2項関係)	ドクターヘリ導入促進事業	様式2の1
	救命救急センター運営事業	様式2の2
	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	様式2の3
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (第5条第9号関係)	ドクターヘリ導入促進事業	様式3の1
	救命救急センター運営事業	様式3の2
	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	様式3の3
事業変更(中止、廃止)承認申請書 (第6条関係)	ドクターヘリ導入促進事業	様式4の1
	救命救急センター運営事業	様式4の2
	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	様式4の3
事業実績報告書 (第9条関係)	ドクターヘリ導入促進事業	様式5の1
	救命救急センター運営事業	様式5の2
	病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業	様式5の3

(別添)

充実段階に基づく率

厚生労働省が、「救命救急センターの充実段階評価」及び必要に応じて実施した現地調査に基づき評価した救命救急センターとしての診療機能の充実度の四段階（S，A，B，C）に応じ、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。

充実段階 S 及び A は、	100%
充実段階 B は、	90%
充実段階 C は、	80%